

# カンボジア

国際協力部教官 宮崎 朋紀

## 第1 経緯<sup>1</sup>

### 1 カンボジア法整備支援の特徴

カンボジアは、1975年から1979年までポル・ポト政権の支配を受け、その後も1991年まで内戦状態にあったところ、この15年余りにわたる抗争・混乱期に国全体が受けたダメージには甚大なものがあつた。司法関係に限ってみても、ポル・ポト政権下で「法律、裁判制度及びそれらを支える社会基盤の廃止や機能停止」、「法律実務家を含む知識人迫害による深刻な人材不足」といった事態が引き起こされ、そこから立ち直れない状況が続いた。1990年代から始まった復興に向けての取組の中では、こうしたゼロに近い状態から司法制度の再建、法律実務家の養成等を行わなければならなかつたのである。こうした点で、カンボジアに対する法整備支援は、他の国に対する支援と比べて大きく異なる問題を抱えて開始されたといえる。

### 2 日本のカンボジア法整備支援プロジェクトの概要

これまで、日本のカンボジアに対する法整備支援は、主にJICAによる開発途上国支援の枠組みの中でプロジェクトとして行われてきており、現在も以下の3つのプロジェクトが並行して進められている<sup>2</sup>。

#### ①法制度整備プロジェクト（以下「起草プロジェクト」という。）

1999年3月に開始され、更新されて現在はフェーズ3（期間は2008年4月9日～2012年3月31日）の進行中である。

#### ②カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト（以下「弁護士会プロジェクト」という。）

期間は、2007年6月11日～2009年6月10日である。なお、前段階として、2001年7月から1年間の小規模開発パートナー事業「弁護士会司法支援」、2002年9月～2005年8月の開発パートナー事業「カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト」が行われていた。

#### ③裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（以下「RSJPプロジェクト」という。）

2005年11月に開始され、更新されて現在はフェーズ2（期間は2008年4月1日～2012年3月31日）の進行中である。

### 3 起草プロジェクトについて

<sup>1</sup> 2004年7月ころのカンボジア法整備支援の状況については、ICD NEWS 第16号7ページ以下の当部三澤あずみ教官（当時）による紹介記事参照。本稿は、左記記事を踏まえて主に上記時点以降の法整備支援の状況を紹介するものである。

<sup>2</sup> 各プロジェクトの基本情報については、「JICA ナレッジサイト」から（[http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf/FrsWebIndex?OpenFrameset](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf/FrsWebIndex?OpenFrameset)）、「プロジェクト情報→国別→カンボジア・分野課題別→ガバナンス→法・司法」に進めば入手可能である。

前記①の起草プロジェクトは、カンボジア司法省をカウンターパートとし、民法、民事訴訟法という2つの大きな基本法の起草支援を行うことを中心的な目的として開始されたものである。

両法の起草作業を行うため、日本側では、第一線で活躍する法学者、裁判官、弁護士のほか、法務省から民事局付、当部教官らが参加して作業部会が作られる一方、カンボジア側でも、裁判所、司法省から優秀な人材が参加してワーキンググループが作られた。その上で、日本側とカンボジア側との共同作業という手法をとりつつ、多大な時間と労力をかけて民法、民事訴訟法の起草作業が進められた。

そして、完成した両法案が2003年に閣僚評議会（日本の内閣に相当する。）に提出されていたところ、民事訴訟法については、2006年6月に国会で可決され、2007年7月に適用が開始されている。また、民法については、2007年12月に国会で可決され、現在適用を待っている状態である。

両法の起草過程では、カンボジア側の要望を受けて国際的な評価に耐え得るレベルの法律の起草が目標とされた。完成したカンボジア民法（全1305条）<sup>3</sup>、カンボジア民事訴訟法（全588条、民事執行、民事保全に関する規定を含むもの）<sup>4</sup>は、日本の民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法と共通する条項を多く含むが、起草過程における多数回の協議の中で、カンボジア側からの意見表明や現地の実情報告を考慮して変更された点も少なくない。例えば、カンボジア民事訴訟法については、日本民事訴訟法と比べると、欠席判決に至る手続が全く異なること、弁論準備手続が必要的となっていること、訴訟承継主義ではなく当事者恒定主義がとられていること、不動産が強制売却された際の抵当権等の帰趨について消除主義ではなく引受主義がとられていることをはじめとして、数々の違いがある<sup>5</sup>。カンボジア民法についても、日本民法の大部分が明治期に成立したものであるということもあり、日本民法との違いが大きくなっている。例えば、債務や契約に関する規律については、国際物品売買契約に関する国連条約（ウィーン売買条約）等が強く意識され、危険負担、解除、瑕疵担保責任等に係る規定は、日本民法とかなり異なっている。物及び物権に関する規律についても、建物が独立の不動産とは扱われずに土地の一部等と扱われること、登記が不動産売買の対抗要件でなく効力要件になっていること、「永借権」等のカンボジア独自の物権があることなどの大きな違いがある。

#### 4 法律実務家養成のためのプロジェクトについて（RSJPプロジェクトを中心に）

- (1) 起草プロジェクトにおいて、民法・民事訴訟法の起草が成し遂げられたが、両法を理解し、使いこなせる裁判官、弁護士がいなければ、適切な運用は実現しないという観点から、法律実務家養成支援を中心的な活動とする2つのプロジェクトが相次いで

<sup>3</sup> 2003年6月30日現在のカンボジア民法草案は、ICD NEWS 第11号9ページ以下に掲載されている。

<sup>4</sup> カンボジア民事訴訟法は、財団法人国際民商事法センターのウェブサイト ([http://www.iccl.or.jp/equip\\_cambodia/index.html](http://www.iccl.or.jp/equip_cambodia/index.html)) で入手可能である。

<sup>5</sup> カンボジア民事訴訟法の起草作業の実際及び日本民事訴訟法との相違点の詳細については、上原敏夫一橋大学教授「カンボジア民事訴訟法点の成立—起草支援作業を振り返って」ジュリスト1358号26ページ以下参照

開始された。

第1に、カンボジア弁護士会をカウンターパートとする弁護士会プロジェクトが開始されている。これは、2002年に開校したカンボジア弁護士養成校における教育の改善支援等を目的とし、日本弁護士連合会が中心となって進めているものである。

第2に、王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）及びその上部組織である王立司法学院（Royal Academy for Judicial Profession, 以下「RAJP」という。）をカウンターパートとするRSJPプロジェクトが開始されている。これは、2003年11月に開校したRSJPにおける民事教育の改善支援を目的とし、当部教官らが実働メンバーとなって進めているものである。

以下では、当部が深く関わっているRSJPプロジェクトに焦点を当てて紹介することとする。

- (2) RSJP開校前の時点で、カンボジアの現職裁判官、現職検察官の大半は法律実務家となるための特段の教育を受けておらず、教師等の職に就いていた者から任命されたという。そこで、RSJPが設立され、これまで1期生、2期生が卒業し、現在、3期生、4期生が学んでいる。人数の面では、4期生までが卒業して裁判官、検察官に任命されると、RSJPの卒業生である裁判官、検察官の人数が、従来の裁判官、検察官を上回ることになる。このことと、研修生が2年間の研修期間中に民法、民事訴訟法をじっくり勉強する時間をもった上で、その後すぐに裁判官等としての職務を担当するようになることを考えると、RSJPにおける民事教育を充実させることは、法律実務家の養成の観点のみならず、裁判現場において新しい民法、民事訴訟法の適切な運用を実現するという観点からも、極めて重要性が高く、かつ、効率性の高い活動といえる。

- (3) 当部からは、2004年1月ころ以降、当部教官がJICA短期派遣専門家として複数回プノンペン市内のRSJPに派遣され、実態調査及び支援の方向性の検討を行った。そして、2005年11月RSJPプロジェクトが開始され、2006年2月からは、当部教官がJICA長期派遣専門家（以下、「長期専門家」という。）としてRSJPに派遣され、2年余りにわたりRSJP内のオフィスに常駐して、業務調整を担当する長期専門家、カンボジア人アシスタント数名とともに、後記（第2の2）のような活動に従事した。2008年4月からは、後任の当部教官が2代目の長期専門家として派遣され、同様にRSJP内のオフィスに常駐して活動に従事している。

また、当部カンボジア担当教官2名が上記長期専門家と日常的に連絡をとり、協力しながら活動を行う体制が作られている。

以上の実働メンバーに対し、日本の裁判官、司法研修所教官、弁護士からなるアドバイザリーグループから、様々な助言がされている。

- (4) RSJPプロジェクトの当初の主要な課題としては、①カリキュラムが確立されておらず、場当たりの教育がされている問題、②常勤教官がおらず、教官の本来業務の多忙さにより、突然の休講が頻繁にされている問題、③教材が不足している問題の3点

の改善の必要性が挙げられていた<sup>6</sup>。

上記①のカリキュラムの点については、その後、日本の司法研修所教官から「裁判官を養成するためにどのような事項を教えるべきか」といった内容面だけではなく、「全体のコマ数を計算し、それを教えるべき科目に割り当てていく」といった手法面についても情報提供を受け、また、当部教官から現地に派遣されていた長期専門家からも助言が行われた結果、現在では、RSJPの教務部門が自らカリキュラムを作成できるようになっている。こうした活動により、幸いカリキュラムの点については、内容面の更なる改善支援の余地はあるとしても、おおむねRSJP側に任せられる状態になっているといえる。そこで、第2の「現状と問題点」においては、上記②、③の問題についての現在の取組状況について紹介する。

## 第2 現状と問題点

### 1 起草プロジェクトについて

前記のとおり、カンボジアでは、既に民法、民事訴訟法が国会で成立し、民事訴訟法については運用が始まって約1年半が経過しているところ、両法の内容のみならず、起草の際の共同作業的手法についても、カンボジア政府から高く評価されているとのことである<sup>7</sup>。

こうして両法案の起草支援を終えた前記①の法制度整備プロジェクトの次なる課題としては、①両法を運用する際に必要な関連法令の起草やそれを支える社会基盤の整備の支援と、②両法の普及活動の支援に進んでいる。

#### (1) 現状について

ア 上記①の関連法令等の整備の支援についてみると、民事訴訟法関係では、関連4法令（執行官法、人事訴訟法、民事過料手続法、民事非訴訟事件手続法）の法案及び裁判寄託省令案が日本側の支援を受けて起草された。そのうち、民事過料手続法については2008年3月に国会で可決され、施行されている。他の3法令の法案及び裁判寄託省令案については、既にカンボジア側に渡され、検討が加えられているところである。民法関係では、民法の適用に関する法律の草案が日本側の支援を受けて起草されてカンボジア側に渡されており、現在検討が加えられているところである。

イ 上記②の民法、民事訴訟法の普及活動の支援についてみると、民事訴訟法関係では、同法及び関連4法令の各逐条注釈及び民事訴訟法の教科書<sup>8</sup>（「民事訴訟法要説」）が日本側で作成され、既にカンボジア側に渡されている。また、司法省主催により、各地の始審裁判所に向けた民事訴訟法理解研修が多数回開催され、日本の長期専門家もこれに講師として参加するなどの支援をしている。日本の民事訴訟作業部会の

<sup>6</sup> 柴田紀子東京地方検察庁検事・前 JICA 長期専門家「カンボジア裁判官・検察官養成支援」ジュリスト 1358 号 34 ページ以下参照

<sup>7</sup> 第8回法整備支援連絡会におけるアン・ヴォン・ワッタナ司法大臣の講演(ICD NEWS 第31号)参照

<sup>8</sup> 各逐条解説及び民事訴訟法要説は、脚注4の財団法人国際民商事法センターのウェブサイトでも入手可能である。

委員の方々も、カンボジアを訪問され、セミナーを行っている。民法関係でも、日本側において民法の逐条注釈の作成作業がほぼ終了しており、また、民法の教科書の作成作業が進められているところである。

## (2) 問題点について

民法の関連法令の起草に関しては、それを支える社会基盤の整備も必要となるため、当初から困難が予想されていた。例えば、民法の起草が行われていた当時、社会基盤としての不動産登記の整備が早急に進められることが前提となっていたが、そのスケジュールはかなり遅延しており、それによって民法中の物権編の規定の円滑な適用に支障が生じることが懸念される。加えて、民事執行や民事保全の分野でも、不動産執行や不動産仮差押えは、通常、債務者が所有する不動産を対象として、登記をする方法により行われるため、これらの円滑な運用にも支障が生じることが心配される。

もう一つは、司法省における人材不足の問題が挙げられる。起草プロジェクトでは、カンボジア側でワーキンググループが結成され、共同作業的手法により民法、民事訴訟法の起草が行われてきたところ、そのねらいとしては、カンボジア側の実情や要望を両法案に十分反映させることはもちろんであるが、それに加えて、後に関連法令の起草作業や民法、民事訴訟法の普及活動に進んだ際、両法の内容を深く理解した前記ワーキンググループメンバーに中心的役割を担ってもらうことが含まれていた。しかし、前記ワーキンググループメンバーは、両法起草終了後、いずれも司法省次官、最高裁判所判事をはじめとする枢要ポストに据えられ（中には32歳で最高裁判所判事に任命された裁判官もいた。）、それらの本来職務が多忙すぎて前記のような役割を担えなくなるという想定外の事態が生じた。冒頭で触れたカンボジアの人材不足の問題は、想像を上回る根深いものであったといわざるを得ない。人材不足の問題は、関連法令の起草作業のほか、民法、民事訴訟法と抵触する法律についての他省庁との交渉、民法、民事訴訟法の普及活動など、様々な場面において大きな足かせとなっている。前記ワーキンググループメンバーに準じるレベルの人材が一刻も早く育成されることが課題となっている。

## 2 RSJP プロジェクトについて

### (1) 現状について

#### ア 教官の多忙さと教官候補生の仕組み

人材不足の問題は、RSJPでも大きな問題であった。7名のRSJP民事教官のほとんどは、起草プロジェクトのワーキンググループメンバーと重複していたため、司法省、裁判所の枢要ポストに据えられて本来職務が多忙になりすぎたことにより、RSJP教官の職務に十分な時間が割けなくなった。その結果、講師が予定されていた講義を行えなくなり、休講になってしまうという事態が頻繁に起きるようになった。そして、カリキュラムに空いてしまった穴を埋めるべく、RSJPの幹部や教務部門から、上記講師の代わりに日本の長期専門家に講義を行ってほしいという依頼が頻繁にされるようになっていた。しかし、長期専門家は他に多くの仕事を抱えており、

研修生相手の講義を引き受ける余裕はない上、安易に日本側が講師を引き受けると、RSJPの自立発展を目指すというプロジェクトの基本方針にも反することになってしまう。そこで、日本の長期専門家は、最小限の代替講義を行うことはあったものの、原則として上記のような依頼は断ることとしていた。

このような深刻な講師不足の問題に対する解決策を模索する中で、日本側から、将来の教官として育成すべき「教官候補生」の仕組みを作ることが提案され、それを受けてRSJPでは、経験年数5年の裁判官1名及びRSJP1期を卒業したばかりの裁判官6名からなる合計7名の教官候補生が選定された。そして、2006年3月ころから、毎週1回、長期専門家と教官候補生とのワーキンググループ活動が行われ、また、年に数回ずつ当部教官等により行われる本邦研修、現地セミナーも原則として教官候補生を対象とするようになり、それらの活動、セミナーの中で、民事訴訟第1審模擬記録の作成作業や、民法、民事訴訟法に関する情報提供が行われた。日本側からの情報提供の対象を原則として教官候補生に絞り、彼らに対して集中的に教官となるためのトレーニングを行ったのである。やがて、長期専門家及び当部教官等の間では、ワーキンググループ活動やセミナーにおける教官候補生の質問や発言のレベルが確実に上がってきたというのが一致した意見となってきた。こうして、教官候補生は、短期間のうちに、カンボジアでは前記起草ワーキンググループメンバー及びRSJP教官に次いで、最も両法に通じた人材となったわけであり、日本側からは、早いうちに教官候補生にRSJPの研修生への講義を担当させることを働きかけた。しかし、RSJPの幹部、教務部門は、根強い年功序列意識のせい、「裁判官としての実務経験がほとんどない者を教壇に立たせるわけにはいかない」として、教官候補生に講義をさせることに拒絶反応を示し、講義が直前にキャンセルされるという前記の状態がしばらく続くことになった。

一方、2007年度には、同プロジェクトフェーズIIの支援内容に関する協議の過程で、RSJP及びその上部組織RAJP側から日本側に対し、「RAJP傘下に、書記官養成校の新規書記官養成過程<sup>9</sup>、執行官養成校をそれぞれ新しく開設するので、民事教育に関し、日本側に支援してもらいたい」、さらに、「RSJPは、新規裁判官教育のほか、2008年度から現職裁判官に対する継続教育を実施し、その中で新しい民事訴訟法を現職裁判官に普及するので、日本側に支援してもらいたい」という要望が伝えられた。日本側は、その支援の必要性・緊急性はあるものの、長期専門家1人で対応可能な支援としては、RSJPの新規教育が限界であり、新たな専門家の追加派遣等に向けた日本側の人材リソース確保の見通しが立たない状況であったので、このような要望については原則的に応じないことになった（なお、1回が5日間の現職裁判官向けセミナー6回のうち、各回半日の講義については、長期専門家が担当することになった。）。

<sup>9</sup> 書記官養成校の新規書記官養成過程は、2008年6月から開始された。

こうして、RSJP の新規裁判官養成過程だけではなく、各種研修のための講師の需要が著しく増大するに至った段階で、RSJP 幹部、教務部門も、ようやく緊急に何らかの対策をとらなければならないことを認識したのか、2008年5月開始のRSJP 4期生の前期カリキュラムからは、教官と教官候補生をペアにして各講義を担当させる仕組みが採用された。そして、上記カリキュラムが始まると、教官が本来職務の多忙さから、かなりの割合で教官候補生に講義をゆだねるようになり、自然と教官候補生が教壇に立つことが実現することとなった。また、2008年6月に開始された書記官養成校の新規書記官養成過程では教官候補生のうち2人が教官に任命されたほか、2008年10月からは、現職裁判官に向けたセミナーにおいても教官候補生が一部の講義を担当するようになった。当初、研修生への講義もさせないという姿勢を示していたことを考えると、RSJP の幹部、教務部門が、若い教官候補生に現職裁判官への講義を担当させるようになったことは、日本側も驚くような大きな方針転換であった。

結局、各種セミナーの講師の需要が増大していく一方、人材不足の状況の中で教官候補生に実力がついてくると、他に選択肢がないこともあり、自然に彼らが活躍する状態になっていったのであって、この教官候補生の仕組みは、日本側も驚くスピードで結果を出したものである。こうして、日本側がRSJP の研修生全体を相手に講義を行うのではなく、教官候補生を対象に集中的にトレーニングを行うという手法は、有効なものであることが改めて実証されたといえる。

2008年5月には、RSJP 2期卒業生の中からも、7名が2期教官候補生として選定され、現在、当部派遣の長期専門家とのワーキンググループ活動を1期教官候補生と合同で行うとともに、2008年10月の本邦研修にも上記7名が研修員として来日し、日本の民事裁判の見学や、民法、民事訴訟法の情報提供を受けている。

#### イ 教材の作成

RSJP でこれまで作成された主な教材は、以下のとおりである。

- ① 民事訴訟第1審手続マニュアル
- ② 民事訴訟第1審記録教材
  - i 模擬裁判用記録（貸金）
  - ii ①に付随する民事訴訟第1審模擬記録（貸金）
  - iii 模擬裁判用記録（賃貸借）
- ③ 民事第1審手続実演 DVD
- ④ 民法講義レジュメ
- ⑤ 民事訴訟法講義レジュメ
- ⑥ 民法演習問題

民事訴訟第1審手続マニュアル（前記①）については、裁判官が民事訴訟法の運用を行う上で最も基本的な教材となるものであり、RSJP プロジェクトが開始される前から作成作業が行われ、この第1版が2006年2月に完成したが、RSJP プロジ

ェクトにとっても重要な教材である。カンボジア側（起草ワーキンググループメンバー等）と日本側（長期専門家、当部教官等）とが、本邦研修等の機会に相当の回数にわたり意見を交換しながら、共同作業的手法により作成された。かなり使いやすい内容のものになっているといえるが、教材の性質上、今後も民事訴訟法の運用が進むにつれて改訂が必要になってくるものである。

民事第1審模擬記録（前記②i）は、民事第1審手続マニュアルに付随する模擬記録という位置づけのものである。日本側（長期専門家、当部教官）の助言の下に、日本の民事訴訟記録の形式をベースとしつつも、長期専門家のワーキンググループ活動や本邦研修の機会において、カンボジア側（1期教官候補生、司法省職員、弁護士）が訴状、調書、判決書等を起案しながら模擬裁判を行い、その過程でカンボジアの実情をできる限り反映させていくという手法で、相当の時間と労力をかけて作成されたものである。

民事第1審手続実演DVD（前記③）は、民事第1審模擬記録（前記②i）の事案を題材に、当部部長や教官らが実際に民事訴訟手続を実演した様子を撮影し、カンボジア人留学生らの協力を得てクメール語の吹き替えを入れたものである。本邦研修等の機会に、教官候補生らにこのDVDを見せた後、模擬弁論準備手続や模擬尋問手続を行わせると、それまでとは見違えるようにスムーズに手続を進められるようになり、この教材がかなり有効なものであることが実感される。

民法、民事訴訟法の講義レジュメ、演習問題（前記④～⑥）については、RSJPの教官が研修生を相手に講義、演習をする際に使用するものであるという性質から、教官らが原案を作成し、それに日本側がコメントをするという形で作成されている。

ウ 2008年5月以降の長期専門家及び当部教官の活動の概要

長期専門家の活動の中心は、毎週1回行われる1期、2期教官候補生らとのワーキンググループ活動であり、国内にいる当部教官の行う活動の中心は、本邦研修、現地セミナー、JICA-Net（テレビ電話）セミナーで、前記の方針から、これらについても対象は原則として教官候補生である。

以上を通じて、2008年5月以降は、①模擬裁判及びそのための事案の作成と、②民事執行、民事保全教材作成という2つのテーマに絞って活動を進めている。

上記①の模擬裁判については、当初から、その実施の支援をRSJPプロジェクトの活動の柱と位置づけているものである。法律実務家を目指す研修生にとっては、一定程度民事訴訟法の勉強が進んだところで裁判手続を実演してみると、手続の流れが理解できるとともに、民事訴訟法のどの点がいまだ理解不足であったのかが手に取るように分かるなどの効果があるため、模擬裁判は、訴訟法の学習から裁判実務へと進む際の架け橋となる重要なカリキュラムということができ、日本の法科大学院や司法修習の過程でも行われているものである。特に、プロジェクト開始当初のカンボジアでは、多くの現職裁判官が新しい民事訴訟法を十分に理解することができないままに、従前の手続に近い形で民事裁判手続を進めていたものと思われ、

RSJP の研修生は、実務研修期間中にそうした裁判を日々見学してきていたわけである。そこで、研修員らに対しては、改めて民事訴訟法に忠実に従った裁判手続の流れを把握してもらう必要性は高く、長期専門家や当部教官を含む日本側の法律実務家の指導の下で、研修員らが裁判手続を実演してみる意義は大きいといえる。そこで、これまで以下のとおり模擬裁判が実施されてきた（括弧内は、セミナーの種類及び模擬裁判を行った者）。

- a 2005年6月（現地セミナー，RSJP 1期生及び弁護士養成校研修生合同）
- b 2007年2月，7月（各本邦研修，RSJP 1期教官候補生，司法省職員及び弁護士合同）
- c 2007年12月（現地セミナー，RSJP 2期生及び3期生合同）
- d 2008年10月（本邦研修，RSJP 2期教官候補生）
- e 2008年12月（現地セミナー，RSJP 3期生及び4期生合同）

当初は、新しい民事訴訟法に忠実に従った裁判手続を実演してもらうという目的があったため、長期専門家が前面に出て事前講義や事後の講評の指導を行っていた。しかし、上記（c）の模擬裁判においては、上記（b）の際に同じ事案を使って模擬裁判を行ったRSJP 1期教官候補生に講評を担当してもらったところ、合計120名近い2期生、3期生を相手に適切なコメントを堂々と述べてくれた（これを見たRAJP、RSJPの幹部が1期教官候補生の評価を一気に上げ、4期生対象の講義を実質的に担当させたり、現職裁判官対象の研修の講師を担当させたりすることにつながったのではないかと推測される。）。そして、上記（d）の模擬裁判は、当初から2期教官候補生に対し、上記（e）の模擬裁判の講評役を担当してもらうことを伝えた上で実施したところ、非常に張り切って取り組んでいたものであり、彼らの前記（e）の模擬裁判での活躍が期待される<sup>10</sup>。

前記②の民事執行、民事保全の教材作成は、2008年5月に、前記①の活動と並ぶもう1つの活動の柱として位置づけたものである。2007年7月の民事訴訟法の適用以来、カンボジアの裁判官、教官候補生らから、日本の長期専門家に対し、民事訴訟法に関する質問が頻繁に寄せられており、これが現在も続いているが、当初から民事執行、民事保全に関する質問の割合はかなり高かった。民事執行、民事保全の各手続は複雑であり、条文だけから手続の流れを理解して運用するのはなかなか難しい一方、民事執行が円滑に行われなければ、民事訴訟で勝訴判決を得てもあまり意味がなくなってしまうという面があり、民事保全も民事執行を実効的に行うためには欠かせないといえるのであって、いずれも重要性が高いものである。カンボジア側でも、その重要性は理解しながら、条文を見ても理解できない点が多くあるということで、相当強い焦りを感じていたようである。2007年9月のJICA-Netセミナー、2008年2月の現地セミナーで民事執行、民事保全を扱った

<sup>10</sup> 本稿は、eの模擬裁判がまだ行われていない2008年12月上旬の時点で作成された。

ところ、参加者はふだん以上の熱心さでノートをとり、終了時間が来ても質問が止まらないという状態であった。このようなことから、2008年5月以降、教官候補生らに対し、民事執行、民事保全の各手続についての情報提供をしながら、それぞれの各模擬記録及びそれに付随するマニュアルを作成する活動を行っている。手法としては、日本側（長期専門家及び当部教官）から、作成すべきマニュアルを念頭に置いた講義を行い、それを聞いて教官候補生らが模擬記録及びマニュアルの各原案を作成し、日本側が修正を行うという流れで進めている。

長期専門家の活動としては、前記の毎週1回ワーキンググループ活動のほか、その中で進めている模擬裁判用の事案や民事執行、民事保全の教材作成に向けての教官候補生との文書のやりとり、日々裁判官や教官候補生らから寄せられる質問への回答（教官候補生が教壇に立つようになったため、講義の前後の質問も相当増えている。）、RSJPの幹部、教務部門とのマネジメントに関する協議などがあり、最近では、前記のとおり、RSJPにおける現職裁判官対象の研修における民事保全の講義も担当している。いずれも英語－クメール語の通訳を介して行っているものであり、かなりの繁忙度であるといえる。

## (2) 問題点について

RSJPプロジェクトの当初からの目標は、RSJP側（幹部、教務部門、教官）が学校運営、カリキュラムの改善、教材の作成等のすべてを独力で行えるようになり、RSJPの自立発展を可能にするというものであったが、その実現までの道のりはまだ長いといわざるを得ない。

まず、RSJPには、常勤教官がおらず、民事教官7名は、いずれも裁判官や司法省職員という本来の職務を持った非常勤教官である。前記の1期、2期教官候補生も、裁判官としての本来の職務を持ちつつ、毎週1回のワーキンググループ活動や講義の度にRSJPにやってくるという状況である。しかし、常勤教官がいなければ、講義の準備や教材の作成に十分な時間をつぎ込むことはできず、日本側から提供した情報の蓄積もうまく行われないうちに思われる。ところが、常勤教官の必要性についてのRSJP幹部の認識は十分とはいえない。

また、RSJPで行う民事教育の大きな方向性、カリキュラムの改善の方向性、教材の作成方針等については、できるだけ早くカンボジア側で決められるようになるべきであり、そのような事項の審議、決定機関として、例えば、RSJP校長主催の教官会議を設けることが自立発展のためには重要と考えられる。日本側からの働きかけにより、2008年6月にこれが一度開催されたが、教官の多忙さのため、教官全員の参加は得られず、その後も開かれない状態になっている。

これらの点について今後も日本側からの説得、働きかけを続けることにより、RSJP幹部、教務部門による自立的なRSJPの運営能力を高めることが現在の大きな課題といえる。

教材作成に関しては、考えられる種々の教材のうち、限られた日本側の体制の中で

どれから作成していくかというのが1つの重要な問題であるが、RSJPの自立発展という目標やカンボジアの実情を重視するという観点との関係で、どのような手法で教材を作成していくかという問題もまた重要である。

例えば、民事執行のうち不動産強制売却の模擬記録及びマニュアルを作成する場合、1つの手法としては、教官候補生に当初から原案を作らせ、それに日本側がコメントするというものがあり、もう1つの手法としては、日本側がすべて作成し、翻訳してカンボジア側に渡すというものがある。前者の方法では、特に民事執行のように、カンボジアにとって新しい手続であり、しかも、法律の規定だけからはなかなか理解が難しい手続に関しては、原案の作成自体から行き詰まってしまい、原案ができたとしても、内容の正しさ、使いやすさの両面について一定のレベルまで修正する作業は膨大なものとなる。感覚的にいえば、前者の方法で作成しようとするれば、後者の方法の10倍以上の時間と労力がかかるといってもよいと思われる。他方、後者の方法によれば、日本の既存の記録や教材を参考にしながら、比較的少ない労力で作成することができるという長所がある一方、これをいきなり渡されたカンボジア側では、結局理解することができず、使いこなせないことになるのではないかという不安が残る。そこで、現在は、上記2つの手法の折衷的な手法として、①日本側で教官候補生に対し、マニュアルの内容を念頭に置いた講義を行い、②教官候補生らが各分担部分について原案をクメール語で作成し、③それを英訳し、④それを日本側が修正して形にしていくという流れで作業を進めている。①の講義の際には日本側がマニュアルに記載すべきと考えていた本筋の事項とは関係のない些末な方向に質問が集中し、②の原案の多くの分量がそれに割かれたり、②の原案を見るとこちらの講義内容を全く誤解していたことが判明したりすることもあるが、教官候補生がどの点の理解に苦しんでいるのかというポイントや、カンボジアの実務の現状が日本側に伝わるという意義があり、労力は要するものの、今のところ、このような手法がよいのではないかと思われる。教材の性質ごとに、カンボジア側の主導で作成するか、日本側の主導で作成するかにつき悩みながら活動を進めているところである。

### 第3 今後の活動について

#### 1 3つのプロジェクトの連携について

現在、カンボジアにおいては、起草プロジェクトの「司法省による民法、民事訴訟法の普及」、弁護士会プロジェクトの「弁護士養成校における研修生への民法、民事訴訟法の教育」、RSJPプロジェクトの「RSJPにおける研修生への民法、民事訴訟法の教育」という互いに密接な関連を有する活動が並行して進められている。

これら3つのプロジェクトの連携は、これまでも計られてきた。まず、起草プロジェクトの民法、民事訴訟法作業部会、RSJPプロジェクトのアドバイザリーグループ、弁護士会プロジェクトの委員会の各委員の幾つかを兼任する方々がおられることや、各プロジェクトのために現地に派遣されている長期専門家同士が頻繁に情報交換をしているこ

とにより、情報共有がなされる状態になっている。具体的な活動をみても、例えば、カンボジア側からの民事訴訟法についての質問については、基本的には元々法律実務家(検察官、裁判官)である当部教官が対応することができるが、前記(第1の3)のようなカンボジア民事訴訟法と日本民事訴訟法との相違部分に関する質問については、当部教官では対応が困難な場合が多い。そのような場合には、当部教官から民事訴訟法作業部会に対し、当該規定の解釈や立法趣旨等について質問をし、その都度懇切に答えていただいている。また、起草プロジェクトとRSJPプロジェクトの各担当者が連携して、民事第一審手続マニュアルの作成や、民事訴訟手続の過程で使用される書式例の選定等を行うなどの活動も行われてきている。RSJPプロジェクトと弁護士会プロジェクトの間でも、教材の共有及び双方のセミナーで使用したレジュメの共有や、双方のセミナーにおける研修員らの反応についての情報交換が行われている。

こうした3つのプロジェクト間の連携は、今後も一層緊密になされていくことが必要であるといえる。

## 2 日本側から参加する人材の拡大

前記のとおり、カンボジアの民法、民事訴訟法と日本の民法、民事訴訟法は、共通する規定を多く含むものである。したがって、日本の民法、民事訴訟法についての知識を有する人であれば、短期間のトレーニング等により、カンボジアにおける民法、民事訴訟法の普及支援活動において大きな役割を果たせるといってよい。こうしたことが日本の法律関係者により広く認識され、より多くの人材の参加が得られることが望まれる。

とりわけ、現在、カンボジアにおいては、民事訴訟法の適用開始後1年半余りが経過しており、現場の裁判官から保全執行を含む民事裁判実務上の急を要する質疑が多く現地の長期専門家のもとに寄せられる上、民事訴訟手続を進める上では、裁判官、弁護士だけではなく、書記官、執行官等も民事訴訟法を理解しなければ、円滑な運用は望めないという認識が広がってきている。このような民事裁判実務に関する現場のニーズに適切に対応するためには、より幅広い職種の人材の参加が求められるようになってきている。

また、両法とも、カンボジア側からの要請等により変更された相違点があることは前記(第1の3)のとおりであるところ、日本側から新しく民法、民事訴訟法の普及支援活動に参加する人材にとっては、上記の相違点について整理し、そのように相違させた趣旨等について解説した文献(例えば、脚注5のような文献)があれば、非常に有益であるといえる。特に、近い将来、カンボジア民法が適用された後には、同法についての質問が増大すると考えられるが、カンボジア民法と日本民法との相違部分に関する質問については、当部教官において十分対応可能とは言い難い。上記のような文献が待たれるところである。

## 3 言葉の壁、カンボジア側の人材育成について

法整備支援において、支援国と対象国との間の言葉の壁が大きいことは論を俟たない。クメール語と日本語の通訳者、翻訳者はもともと多くないが、セミナーにおける法律用語を含む説明を即時に通訳できる通訳者や、法律書を翻訳できる翻訳者となると、日本、

カンボジア両国において数人に限られるのが現状である。

このような「法律知識を有する通訳者，翻訳者」の育成は重要であるが，他方で，「日本語ができるカンボジア人法律実務家」を育てる活動を行うことを考えてもよく，この活動はこれまで紹介してきた様々な問題状況の突破口になり得るものといつてよいと思われる。こうした人材が育てば，現在は長期専門家に頻繁に寄せられているカンボジアの裁判官，教官候補生からの質問の大部分に対し，日本の文献を調べながら答えることができるようになるであろうし，教材作成についても，日本の教材を参考にしながら自ら作成することができることになる。このように，日本語ができるカンボジア人法律実務家の育成は，カンボジア側の自立発展を実現するために高い効果を発揮しうる方法の1つとして，今後検討を要する課題ではないかと思われる。

以 上

## カンボジア法整備支援時系列表

平成20年12月15日現在

出		来	事	支援プロジェクト等
1863年	8月		フランス保護国となり、フランス法が導入される。	カンボジアが諸外国に対し法整備支援要請に至る経緯
1953年	10月		カンボジア王国としてフランスから独立、「仏教社会主義」	
1970年			ポンスム首相、クーデターによりシハヌーク政権打倒、王政廃止、クメール共和国となる。	
1975年	4月		ポルポト派がポンスム政権打倒、民主カンボジア政権樹立、以後法律家等の知識人等大量虐殺、法律廃止	
1979年	1月		ベトナム政権樹立、以後、反ベトナム派との内戦継続	
1991年	10月		パリ和平協定、社会主義計画経済から市場主義経済への移行開始	
1992年	3月		UNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)活動開始	
1993年	9月		カンボジア王国憲法制定、UNTAC活動終了、基本法の制定・司法制度の構築が国家的課題となる。	
1994年			日本・カンボジア法律家の会発足、この頃からカンボジア司法省が日本政府に法整備支援を要請	日本の対カンボジア法整備支援準備段階
1995年			日本国内で外務省、JICA、日弁連、法務省、最高裁が協議の上、支援体制を構築	
1996年	2月		本邦研修①(3週間) (JICAの枠組で法務省がカンボジア司法省幹部職員・裁判官等を受入、法務省・最高裁・日弁連等が協力し、日本の司法制度等紹介)	
	4月		(財)国際民商事法センター設立(ICCLC)	
	8月		JICA司法制度調査団の派遣	
	11月		本邦研修②(3週間)	
1997年	5月		カンボジア法制度整備プロジェクト国内支援委員会設置(委員: JICA, 学者, 法務省, 最高裁, 日弁連)	
	12月		JICA短期専門家(大学講師)派遣(3か月間)	
1998年	1月		本邦研修③(3週間)	
	2月		JICA事前調査団派遣(1週間)	
	3月		JICA短期専門家(弁護士)派遣(3か月間)	
	9月		日本でのJICAカンボジア「法制度整備」カウンターパート研修	
	10月		民法・民事訴訟法各作業部会設置	
	12月		JICA長期専門家派遣(～2002年9月) 第1回民法作業部会(以後、毎月または各月に1回継続開催、2008年12月まで109回開催)	
1999年	1月		第1回民事訴訟法作業部会(以後、毎月または各月に1回継続開催、2008年12月まで90回開催) 本邦研修④(3週間)	
	3月		JICA短期専門家(弁護士)派遣(事前調査)	
1999年	3月		JICAカンボジア重要政策中枢支援「法制度整備」実施協議調査団派遣、カンボジア司法省とRecord of Discussions(R/D)署名、カンボジア法制度整備プロジェクト開始(フェーズ I: ～2002年3月4日、民法・民事訴訟法案起草支援) 第1回民法現地ワークショップ(以下、WSという) 第1回民法現地WS	カンボジア法制度整備支援・フェーズ I  民法・民事訴訟法案起草支援
	6月		第2回民法現地WS	
	7月		第2回民法現地WS	
	8月		第3回民法現地WS 第3回民法現地WS	
	10月		JICA長期専門家(弁護士)派遣(～2002年1月)	
	11月		JICAカンボジア重要政策中枢支援「法制度整備」調査団派遣 第4回民法現地WS	
	12月		第4回民法現地WS	
	2000年	1月		
3月			第5回民法現地WS JICA評価・計画打合せ調査団派遣	
4月			第5回民法現地WS	
5月			第6回民法現地WS	
6月			第7回民法現地WS	
7月			第8回民法現地WS 本邦研修⑥(2週間) 第9回民法現地WS	
8月			第6回民法現地WS	
9月			本邦研修⑦(2週間)	
10月			第10回民法現地WS	

カンボジア法整備支援時系列表

出		来	事	支援プロジェクト等
	11月		第7回民訴法現地WS 第11回民法現地WS	フェーズⅠ 民法・民事訴訟法法案起草支援
	12月		第12回民法現地WS 民法現地調査	
2001年	1月		第8回民訴法現地WS 第13回民法現地WS	
	2月		本邦研修⑧(2週間) 司法省アン・ヴン・ワッタ次官、スイヌ次官のカンターパート研修 第14回民法現地WS	
	3月		第15回民法現地WS	
	4月		JICA評価・計画打合せ調査団派遣	
	5月		第9回民訴法現地WS	
	7月		第10回民訴法現地WS JICA小規模パートナー事業「弁護士会司法支援」開始(～1年間)	
	8月		本邦研修⑨(2週間)	
2001年	10月		第11回民訴法現地WS	
	11月		民法部会現地調査(2週間) JICA評価・計画打合せ調査団派遣	
	12月		本邦研修⑩(3週間)	
	1月		JICA長期専門家(弁護士)の任期終了	
2002年	2月		JICA長期専門家(弁護士)派遣(法制度整備, 2004年2月まで)	
	3月		JICA法制度整備終了時評価調査団派遣, 終了を1年延長 第12回民訴法現地WS	
	5月		第13回民訴法現地WS	
	6月		民事訴訟法案(判決手続編まで, クメール語版)を司法省に提出	
	7月		第16回民法現地WS 民法部会現地調査	
	9月		JICA長期専門家任期終了 JICA長期専門家派遣(～2003年9月まで) JICA開発パートナー事業「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」(～2005年8月)	
	10月		民法・民事訴訟法草案引渡し記念ナショナルセミナー(2日間)	
	11月		本邦研修⑪(3週間)	
	12月		第17回民法現地WS	
	2003年	3月		JICA法制度整備終了, 民法案・民事訴訟法案(執行・保全編を含むクメール語版)を司法大臣に提出
2003年	3月		JICA法制度整備(フェーズⅡ)第1次事前調査団派遣 本邦研修⑫(3週間)	カンボジア法制度整備支援・フェーズⅡ 準備段階
	9月		JICA長期専門家の任期終了 JICA法制度整備(フェーズⅡ)第2次事前調査団(2週間。附属法令関係現行制度調査等)	
	11月		王立裁判官・検察官養成校(以下, 「RSJP」という。)開校	
	12月		JICA法制度整備(フェーズⅡ)第3次事前調査団派遣 民事訴訟法草案普及現地WS①(於プレハブ)*	
2004年	1月		民事訴訟法草案普及現地WS②(於プレハブ)* JICA長期専門家派遣(法制度整備/業務調整。～2007.4予定) JICA短期専門家(法務総合研究所教官, 以下, 「法総研教官」という。)派遣(RSJP支援準備。～2004.7.30)	
	2月		民事訴訟法草案普及現地WS③(於クラチエ), WS④(於シハヌクウィル)* JICA長期専門家(弁護士)の任期終了	
2004年	4月		JICAカンボジア法制度整備プロジェクト(フェーズⅡ)開始	
	7月		組閣により, アン・ヴン・ワッタ次官が司法大臣に昇任	
	9月		RSJP校長キム・サカ、ヒ・ソピア教官(司法省次官)等のカンターパート研修	
	11月		第14回民訴法現地WS JICA短期専門家(法総研教官)派遣(RSJP支援準備。～2005.4.30)	
2005年	1月		王立司法学院(RAJP)設立 JICA長期専門家(弁護士)派遣(司法アドバイザー。～2007.4予定) 本邦研修⑬(3週間)	
	5月		JICA短期専門家(法総研教官)派遣(RSJP支援準備。～2005.9.18) 第1回法曹養成研究会(以後, ほぼ3ヶ月に1回継続開催。なお, 12月末までに12回開催)	
	6月		RSJP・現地セミナー①(弁護士, 法総研教官)	

カンボジア法整備支援時系列表

出 来 事		支援プロジェクト等	
	9月	本邦研修 (RSJP) ① (3週間)	
	11月	カンボジア王国裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトR/D締結 JICA長期専門家派遣 (RSJP支援, 業務調整。～2007.4予定) RSJP・現地セミナー② (法総研教官)	
2006年	1月	カンボジア王立司法学院との法曹養成制度共同研究 (王立司法学院院长, 事務局長)	カンボジア法 制度整備支 援・フェーズ II
	2月	本邦研修④ (2週間) JICA長期専門家 (法総研教官) 派遣 (RSJP支援。～2008.3.31)	
	4月	RSJP・JICA-Netセミナー① (法総研教官)	
	5月	民事訴訟法案, 国民議会本会議で可決	
	6月	民事訴訟法案, 上院で可決	
	7月	国王, 民事訴訟法の公布の勅令に審署, 民事訴訟法がカンボジア全土において施行される。	
	8月	RSJP・現地セミナー③ (法曹養成研究会委員・法総研教官, 民法特別講義等) 民法現地調査 (民法部会委員, 不動産登記等)	
	9月	民法案, 閣僚評議会の審議終了 竹下民訴法作業部会長, 森脇民法作業部会長JICA理事長表彰を受賞 (カンボジアへの法整備支援で)	
	10月	JICA法制度整備プロジェクト (フェーズ II) 終了時評価調査団派遣 (フェーズ II の1年間延長決定)	
	12月	民事訴訟法遠隔セミナー①②③④ (民事訴訟法部会委員) 民法案, 国会日程の閣議決定 RSJP・JICA-Netセミナー② (法総研教官)	
2007年	1月	アン・ソック司法大臣, ヒー・ルビア司法省次官来日 (第8回法整備支援連絡会及び財団法人国際民商事法センター設立10周年記念式典出席)	カンボジア 王国裁判 官・検察官 民事教育改 善プロジェ クト・フェ ーズ I (2005.11 ～)
	2月	本邦研修 (RSJP) ② (2週間) カンボジア弁護士会司法支援プロジェクトR/D締結	
	3月	民事訴訟法普及セミナー①②③④ (民事訴訟法部会委員) JICAカンボジア法整備運営指導調査団派遣 第1回始審裁判所対象民事訴訟法普及セミナー (於RSJP) *	
	4月	第2回, 第3回始審裁判所対象民事訴訟法普及セミナー (於RSJP) * 民事訴訟法普及のための最高裁・控訴裁向けセミナー①② (司法省) *	
	5月	RSJP・JICA-Netセミナー③ (法曹養成研究会委員, 法総研教官) 第4回始審裁判所対象民事訴訟法普及セミナー (於RSJP) * 民事訴訟法普及のための最高裁・控訴裁向けセミナー③④ (司法省) *	
	6月	カンボジア弁護士会司法支援, 協力開始 (～2009/6/10) 第5回, 第6回始審裁判所対象民事訴訟法普及セミナー (於RSJP) * フン・セン首相訪日「日本とカンボジアの間の新たなパートナーシップ」に関する共同声明発表	
	7月	本邦研修 (RSJP) ③ (2週間) 民事訴訟法, カンボジア全土で適用開始 民事訴訟法普及のための最高裁・控訴裁向けセミナー⑤⑥⑦ (司法省) *	
	8月	民事訴訟法遠隔セミナー⑤⑥⑦ (民事訴訟法部会委員) 民事訴訟法普及のための最高裁・控訴裁向けセミナー⑧ (司法省) * 民事訴訟法普及セミナー① (始審裁判所対象) (於バクハン) *	
	9月	JICA長期専門家 (弁護士) 派遣 (司法省) RSJP・JICA-Netセミナー④ (法総研教官) 民事訴訟法普及セミナー②③④ (始審裁判所対象) (於コンボンチャム, クラチエ, シアヌクビル) *	
	10月	民法案, 国民議会本会議で可決 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト終了時評価調査団派遣 民事訴訟法普及セミナー⑤ (始審裁判所対象) (於ブノンペン) *	
	11月	民法案, 上院で可決 RSJP・現地セミナー④ (法総研教官)	
	12月	国王 (不在のため, 上院議員長), 民法の公布の勅令に審署, 民法がカンボジア全土において施行される。 RSJP・現地セミナー⑤ (法曹養成研究会委員, 法総研教官)	
2008年	1月	民事訴訟法普及セミナー⑤⑥ (民事訴訟法部会委員) JICA法制度整備プロジェクト (フェーズ III), 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト (フェーズ II) 事前調査団派遣	
	3月	日本・カンボジア民事裁判共同研究 (RSJP1期生招へい) 司法省主催民事訴訟法セミナー①* 民事過料手続法公布・施行 JICAカンボジア王国裁判官・検察官養成校民事裁判教育改善プロジェクト終了 JICA長期専門家任期終了 (RSJP) 司法省主催民事訴訟法普及セミナー① (於スガアイエン) *	
	4月	司法省主催民事訴訟法セミナー② (ストウトラエン) * JICAカンボジア法制度整備プロジェクト (フェーズ II) 終了 JICA長期専門家任期終了 (司法省)	

カンボジア法整備支援時系列表

出 来 事		支援プロジェクト等	
2008年	4月	カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズⅡ)開始 JICA長期専門家(法総研教官)派遣(RSJP) JICA長期専門家派遣(RSJP, 業務調整) カンボジア法制度整備プロジェクト(フェーズⅢ)開始 JICA長期専門家派遣(司法省, 法制度整備) 司法省から閣僚評議会に人事訴訟法草案及び民事非訴訟事件手続法草案提出	カンボジア法制度整備支援・フェーズⅢ  民法・民事訴訟法普及・附属法起草支援  カンボジア王国裁判官・検察官民事教育改善プロジェクト・フェーズⅡ
	5月	司法省主催民事訴訟法セミナー③④(バンテアイミエンチャイ, カポート)* JICA長期専門家派遣(司法省, 業務調整) JICA長期専門家派遣(弁護士会司法支援)	
	6月	司法省主催民事訴訟法セミナー⑤(コンボントム)* 民法・民事訴訟法普及全国会議 (於: フンペンホテル, カンボジア側参加者: フンセン首相, アンウ・ウォンワット司法大臣, 各省大臣, 最高裁, 控訴裁, 地裁, 最高検察局, 地方検察局, 弁護士会, 法・司法改革評議会, 裁判官等, 日本側参加者: 大使, 森脇民法部会長, JICA等, 外国からの参加者: 各国大使, ドナー(French Cooperation, AusAid, USAID, EWMI等, 合計300名程度)	
	7月	第4回国政選挙	
	8月	JICA短期専門家派遣(司法省)	
	9月	RSJP・JICA-Netセミナー④(法総研教官)	
	10月	本邦研修(RSJP)④(2週間)	
	12月	カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト終了時評価調査 カンボジア法制度整備支援プロジェクト運営指導調査 RSJP・現地セミナー⑥(法総研教官) 裁判寄託省令JICA-Netセミナー(民訴法部会委員) 民法普及セミナー(民法部会委員, 弁護士)【予定】	
	2009年	2月	
3月		本邦研修(RSJP)研修⑤(10日間)【予定】	

研修は日本で実施されたものを掲載。  
 民法現地WS(ワークショップ)は民法作業部会委員が短期専門家として派遣されたものを掲載。  
 民事訴訟法WS(ワークショップ)は民事訴訟法作業部会委員が短期専門家として派遣されたものを掲載。  
 (なお、「\*」については現地WG(ワーキンググループ)が現地派遣専門家の協力を得て開催したものである。)  
 JICA-Netセミナー, 遠隔セミナーとは, 本邦と現地とのテレビ会議システムを通じて行うセミナーのことを指す。